

教職員の懲戒処分について

市立中学校の教職員の処分を行いましたので、お知らせします。

このたびの教職員の不祥事につきましては、市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に向けて職員の綱紀の保持および服務規律の確保を徹底してまいります。

1 被処分者および処分内容

(当事者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
稲毛区 中学校	教諭	29歳	男	免職

(管理監督者)

所属	職名	年齢	性別	処分内容
稲毛区 中学校	校長	57歳	男	厳重注意

※上記の管理監督者への処分は、懲戒処分にはあたらない処分外処分となります。

2 処分年月日

令和7年3月19日（水）

3 事案概要

当事者は、令和7年2月5日（水）18：30頃から、友人ら計5人で飲食店にて飲食をしたあと車を運転し、翌6日（木）0：50頃、花見川区犢橋町のコンビニエンスストアで酒気帯び運転による物損事故を起こし、現行犯逮捕されたもの。

4 再発防止の取り組み

社会全体で飲酒運転の撲滅に取り組んでいる中、本市の教職員が酒気帯び運転を行ったことはあってはならないことであり、改めて教職員への指導・啓発を推進する。

- （1）飲酒運転の防止等について教育長通知を発出するとともに、不祥事根絶に向けた教育長メッセージの動画を配信し、視聴するよう依頼する。
- （2）コンプライアンス通信、飲酒運転防止ポスター、各種研修の機会などを活用し、法令遵守の徹底を求めるとともに、特に飲酒の予定がある場合は、車での出勤を控え、公共交通機関の利用を促すなど、「飲酒運転をしない、させない」ためのルールについて、繰り返し注意喚起を行っていく。